

全教委連第251号  
令和4年3月23日

文部科学大臣  
末松 信介 様

全国都道府県教育委員会連合会  
会 長 藤 田 裕 司

**特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議  
報告（案）に対する意見について**

令和4年3月15日に『「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告（案）』が公表され、検討会議において出された意見や議論を基に、特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等に関して、今後、国、教育委員会、大学及び学校等で取り組むべき内容の方向性が示されました。

これまでも全国の都道府県教育委員会においては、地域の実情を踏まえて特別支援教育に関する施策に取り組んできたところですが、このたび公表された「報告（案）」について、新しい時代の特別支援教育の在り方を総合的に支援する施策の具体化等が適切に行われるよう、下記のとおり意見を申し上げます。

記

- 1 「検討会議報告（案）Ⅳ 1」に示されている、全ての新規採用教員が一定の期間内において、特別支援学級の教員や、特別支援学校の教員を複数年経験すること等の人事上の措置について、特別支援教育の推進として重要な位置付けであるが、各都道府県教育委員会の教員採用状況と特別支援学校等の設置状況によっては、全ての新規採用教員が特別支援学校等を複数年経験する措置を講じることが困難な地域も

ある。

人事上の措置に当たっては、各学校の教育活動や児童生徒に支障を生じさせることなく、教職員人事管理の安定的運用を図ることができるよう、国において特別支援学級及び特別支援学校への加配等の人的措置を講じるよう明記すること。

また、人事上の措置が困難な場合は、特別支援教育における中核となる教員からその知見や経験を共有できる体制を確保する等、各都道府県教育委員会において地域の状況に応じて柔軟な措置や対応を実施するよう、明記すること。

- 2 「検討会議報告(案)Ⅳ 2」に示されている、採用試験受験者の大学における特別支援教育に関する単位の取得状況や、特別支援教育に関わる体験やボランティア、特別支援教育支援員等の経験について、採用選考において配慮(採用選考における加点等)することが、教員志願者等の過度な負担となり、教員志願者自体を減少させることがないよう、特別支援教育に関する内容を教職課程コア・カリキュラム上で必須の単位とする等の方策を検討すること。

なお、各学校での特別支援教育に関わる体験やボランティア、特別支援教育支援員等の受入に当たっては、学校現場や教職員等からの十分な理解を得られることが重要になることに鑑み、国において、具体的な運用にあたりガイドラインを示す等、関係機関や学校関係者等への適切な広報等により周知・理解促進に努めること。

- 3 「検討会議報告(案)Ⅳ 3」に特別支援学校の教員の免許保有率の向上に向けた具体的方向性として、特別支援学校教諭免許状を有しない教員を配置しようとする場合の条件が示されているが、人事交流対象者を制限することは、幅広い人材育成を目指す際の人事上の支障となり得る。人事交流により幅広い人材育成を可能とするため、対象者を制限することなく、柔軟な交流を可能とする運用を維持しつつ、特別支援学校の教員の免許保有率の向上を図る仕組みを引き続き検討すること。

- 4 小学校等教諭免許状の教職課程で学ぶ学生に対する取組とあわせて、特別支援学校教諭免許状を所有していない現職教員についても免許を取得しやすいよう、加配や時数軽減等の人的措置等により、特別支援学校教員の在校等時間の縮減に向けた教員の負担軽減を図ること。

あわせて、特別支援学校教諭免許状に関する教職課程を設置している大学等が少ない現状を踏まえ、国において特別支援教育の教職課程設置大学等を増やす方策に取り組むこと。

- 5 特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実させるためには、義務標準法を改正し、特別支援学校や特別支援学級の編制標準の引下げ及び教職員定数の改善のために必要な財政措置等を講じる等、国において人的体制の支援及び整備を図るよう明記すること。

特に、特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の一層の充実を図るために重要な役割を担っていることから、明確に法令上に位置づけるとともに専任で配置できるよう基礎定数化を図ること。

- 6 特別支援学校のセンター的機能を充実させるため、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理職、看護師等を専門職員として配置できるよう国において財政措置を講じるよう明記すること。

- 7 「検討会議報告（案）Ⅴ 2」に、任命権者は、管理職選考に当たって、特別支援教育の経験を考慮することが示されているが、各教育委員会における管理職選考に当たっては、様々な経験等を考慮し総合的に選考を行っている。

人事計画の中でも適時・適切に多様な経験を積む機会を提供しているが、特別支援教育に関する経験がない教職員に対しては、研修等で補完する等、管理職選考の公平性を毀損することがないように、引き続き慎重に検討すること。